

令和 8 年 第 2 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	令和 8 年 6 月 5 日 (金)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 議	令和 8 年 6 月 9 日 (火) 1 0 時 0 0 分
散 会	令和 8 年 6 月 9 日 (火) 1 4 時 4 4 分
出席議員	議長 石 丸 時次郎 1 番 平 田 英 司 2 番 原 田 邦 男 3 番 池 松 和 彦 4 番 原 口 博 文 5 番 原 田 宏 6 番 木 村 和 彦 7 番 石 橋 里 美 8 番 柳 雅 明 9 番 山 本 一 洋 1 0 番 奥 村 忠 義 1 1 番 山 本 久 矢 1 2 番 河 内 直 子 1 3 番 寺 原 裕 明
出席議員数	1 4 名
欠 席 議 員	な し
地方自治法 第 1 2 1 条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 岩 下 定 徳 教 育 長 宮 崎 敏 宏 総 務 課 長 村 山 弥 生 企 画 課 長 谷 口 謙 司 大 刀 洗 畠 中 康 江 財 政 課 長 宮 崎 宣 匡 DX 推 進 課 長 塩 田 秀 樹 税 務 課 長 吉 浦 高 幸 出 納 室 長 橋 本 照 美 住 民 課 長 八 尋 福 由 人 権 ・ 同 和 尾 籠 浩 一 郎 健 康 課 長 尾 畑 正 行 環 境 防 災 課 長 行 武 一 洋 建 設 課 長 岡 部 裕 行 都 市 計 画 課 長 田 中 達 也 農 林 商 工 課 長 小 川 光 代 上 下 水 道 課 長 徳 永 正 弘 福 祉 課 長 稲 葉 佳 奈 こ ど も 課 長 橋 本 寿 江 教 育 課 長 橋 本 豊 生 涯 学 習 課 長 小 川 真 一
欠 席 者	な し
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局 議会事務局 坂 田 康 仁 ム 野 明 子

会 議 録

令和8年第2回定例会

[一般質問]

(1日目)

令和8年6月9日(火)

開 議	
議 長	おはようございます。 本日の出席議員は14人につき、定足数に達しております。 これから本日の会議を開きます。 (10:00)
日程第1	
議 長	日程第1「一般質問」を行います。 質問の通告がっておりますので、順次発言を許します。 10番 奥村忠義議員
奥村議員	おはようございます。 昨今では、地球温暖化による自然災害、環境の破壊、イランとアメリカの争いによるホルムズ海峡の封鎖、そして、このことが原因での物価の高騰、また、終わりの見えないロシアとウクライナの戦争、子どもや孫たちの将来を思うと不安が募るばかりでございます。本当にどんな世の中になっていくのでしょうか、心配でなりません。また、今年も本町においては、大きな被害がないことを祈り、一般質問に入ります。 タブレット端末の活用についてでございますが、小学校におけるタブレットの授業について。 日本では紙の教科書を使い、学力を維持してきたが、デジタル教育に切り替えて将来的には不安な要素はないのか、この件に関しましては、昨年も質問を行っていますが、今回は保護者の意見も聞いた上での質問をさせていただきます。 タブレット端末を利用したデジタル教科書が、紙と同様に正式な教科書と位置づけ、小学校で2030年度からの導入を想定しており、2026年の通常国会で学校教育法の改正案を目指すとなっています。 先日、3月だったかなと思いますが、子どもの居場所づくりでボランティア活動をしてある「だいちの会」主催で、「夢みる校長先生」といった映画を鑑賞させていただきました。その後で、映画の感想や意見交換会を行った際に、十数名いた保護者の皆さんに、タブレット教育についてどんな考えをお持ちかとお聞きしたところ、その場にいたほぼ全員の方が、デジタル教育は中学生になってからでも遅くない、小学校の間は賛成しかねるとおっしゃっていました。理由につきましては後で述べるとして、教育現場は保護者の意見や我が子の将来を思う親の気持ちをおさなりにしているのではないかと考えた考えをお持ちの方もいらっしゃったようです。 また、紙とデジタルを使い分ける議論や現場教員の支援が必要とも専門の方のほうからも指摘されています。 そこで、①の質問についてでございますが、デメリットとして、集中力の低下や依存傾向、視力など健康面への悪影響、情報の信頼性、判断の難しさ、教員、保護者の負担増や家庭環境による格差拡大については、どのような考えをお持ちかお尋ねいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 現在国が進めるGIGAスクール構想により、全国で1人1台端末の活用が進んでいます。また、2030年度に使用開始となる新しい教科書につきまして、デジタル教科書の導入が検討されているところです。 デジタル教科書では、動画や音声、アニメーション等を繰り返して学習することが可能となり、紙のよさとしては、デジタルに比べ一目で全体を把握できること、各作業によって記憶や理解が深まることなどが指摘されています。

	したがって、紙かデジタルかといった二項対立ではなく、どちらのよさも考慮しつつ、教育の質の向上のため、学校や児童生徒の実態に応じて適切に取り入れ、生かしていくことが重要だと考えております。 以上です。
議 長	奥村議員
奥村議員	大体分かりました。 それでは、次の質問に入ります。 次の質問では、全ての教科の基本は国語力にあると言われているといった内容でございますが、基本は国語力と考える根拠や、ゆえんについては、こういった認識をお持ちかお尋ねいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えします。 国語力は言語能力とも言われ、考える力、感じる力、創造する力、表す力から構成されており、この四つの力を育むために、聞く、話す、読む、書くという言語活動を、国語科を要として各教科で充実させております。 学習指導要領では、子どもたちの全ての学習を支える力として、二つの力を育てることが求められています。その一つが言語能力であり、もう一つが情報活用能力です。そして、情報活用能力の一つは、コンピューターを用いて情報を得たり、分かりやすく発信したりする力でございます。
議 長	奥村議員
奥村議員	デジタルを使うからこそ、より深く読み書き、対話する活動を重視していくといった部分にはちょっと疑問が残りますが、この件に関しては、④番でも述べていますので、次の質問に入ります。 ③番の、デジタル教育によるリスクが指摘されている中、本町の実態は。また、リスクに対しての対策としては、どんな考えをお持ちかお尋ねいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 デジタル利用には視力低下などの健康面や、ネット上のトラブルなどの安全面でのリスクが指摘されています。 本町の対策としては、まず、健康面では30センチ以上目を離す、30分に一度は目を休めるといった健康面についての指導は行っています。 また、個人情報の漏えいや情報の信憑性の吟味など、子どもたちがデジタル社会の中で生きていくために必要な情報活用能力については、各学校でカリキュラムを作成し、発達段階に応じた指導を行っております。 併せて、生成AIの活用につきましても、その利便性とリスクを理解し、適切で効果的な学習への活用ができるよう、国と県の研究指定を受け、本年度から全ての小・中学校が連携して取り組むこととしております。
議 長	奥村議員
奥村議員	それでは、続きまして、次の質問に入ります。 ④番の質問では、過度な依存により批判的思考力やメタ認知能力の低下が懸念されています。なお、国際機関の報告では、タブレットやスマホなどの過度な利用が書く力の低下、自分で考え、粘り強く取り組む力、学力の低下とは一概に言えないが、ネット検索に頼り過ぎて、基礎的な思考力や読解力などが育ちにくい、集中力の低下、学習を妨げて成績を下げている可能性があるといった問題点が挙げられていますが、私が特に危惧するのは、宿題や読書、睡眠時間がスクリーン時間に置き換わっている。また、授業中も学習と関係ないサイトやアプリに注意を奪われ、さ

	らには教員の負担増が懸念されるといったもろもろのデメリットが危惧されます。 また、逆にメリットとしましては、理解度に合わせたドリルや練習問題が解ける、図解やシミュレーションなど紙より分かりやすい可視化、体験型の教材、すぐに調べたり質問したりできる探究学習や個別学習の支援、学びでのハードルを下げられる、ICTリテラシーでよい結果を出すケースも報告されているなどの点が挙げられています。 そこで、今後取り組んでいかなければならないのが、バランスとルールが必要なハイブリッド型教育だと思いますが、この件についてはどのような見解をお持ちでしょうか。
議 長	教育課長
教育課長	お答えします。 事実か虚構か不明なものも含めて、情報があふれるデジタル社会において、真に必要な情報を吟味し、適切に取り扱う力の重要性が高まっております。そのために情報を吟味する力、いわゆるクリティカルシンキングを育むことが求められております。 具体的には、賛否両論の立場から考え、評価することや、根拠に基づき論理的に説明する力です。これらはこれまでも各教科の学習で育んでまいりましたが、デジタル社会が進展する中、現在改訂が進んでいる新しい学習指導要領では、より明確に位置づけられるものと捉えており、本町でも先取りして研究を進めているところです。
議 長	奥村議員
奥村議員	今おっしゃいましたクリティカルシンキングでございますが、この判断力が、また小学生とか中学生にできるものでしょうか。またそれについては、どのような指導方法を取っていかれるのか、ちょっとお尋ねいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 クリティカルシンキング、批判的思考ということでございます。 前提となる事実が本当に正しいのかを明らかにして、様々な角度から論理的に考える方法のことということになります。 このことについては、様々な授業の中、もちろん学活活動の中で取り組んでいくことが可能であるというふうに考えています。 以上です。
議 長	奥村議員
奥村議員	それでは、最後、5番の質問に入らせていただきます。 5番については、タブレットコンテスト、正確にはタイピングコンテストというらしいのですが、このコンテストが実施されているのは、本町独自の取り組みだと聞いていますが、独自のものであれば必要性についての考えをお聞かせください。
議 長	教育長
教 育 長	お答えいたします。 タイピングコンテストにつきましては、小学校3年生から中学校3年生までの全ての子どもたちが参加をしており、本町独自の取り組みで、今年度で3年目を迎えるところでございます。 アプリを活用して、タイピングのスピードと正確さをゲーム感覚で競い合います。コンテストは年間2回でございますけれども、子どもたちは休み時間や自宅に帰って、自分で時間を見つけて練習をしております。 ほかの友達との競争だけではなくて、1回目と比べた自分のスキルアップの状況

	を自己評価することができます。 この取り組みの狙いは二つございます。一つは、タイピングスキルの向上でございます。情報活用能力の一つとして、コンピューターを使って情報を収集活用して、発信する力が重視されております。学習指導要領では、10分間で200文字を目安にタイピングスキルを身につけることが求められております。もちろん紙に鉛筆で書くことのよさがありますので、それに代わるものではございません。しかし、今後さらに進んでいきます情報化社会では、文字を入力、保存し、何度も修正ができるコンピューターの活用は、学習や日常生活の中では欠かすことができないものと考えております。 また、全国や県独自の学力調査、毎年あっておりますけれども、全て端末を使って行われております。いわゆるコンピューターは紙と鉛筆と同様、学習に欠かせない文房具となっているところです。 二つ目の狙いですが、タイピングの練習を通して成長した自分を客観的に評価できますので、自分もやればできたという自信、自己肯定感を養ってほしいことでございます。 このタイピングコンテストでは、学級対抗、個人戦、さらには、1回目の自分とのスキルアップの状況で表彰しております。子どもたちは高いモチベーションを持って取り組んでくれています。 その結果、今では、子どもたちは紙に鉛筆で書くよりもスムーズにタイピングができる力を、3年生でも、小学校3年生でも身につけております。大切なのは、ノートを使うこととタブレットを入力すること、子どもが好きなほう、得意なほうを選ぶことができる環境を整えることだと考えております。 教科書も、それから学び方も、紙かデジタルかとどちらか一方ではなく、目的に応じた使い方、自分に合った学び方を自分で選ぶ力を身につけることも、将来自分らしい生き方を選びながら人生を切り開いていく力になると考えているところです。 さらに、紙にもデジタルにもかなわない学びがございます。それはリアルな体験です。実際に実験をする、物をつくる、体を動かす、ボランティア活動をする、そういったリアルな体験は非常に大事でございます。したがって、デジタル化が進む教育におきましても、紙とデジタルとリアルのそれぞれのよさを生かした学習を進めてまいりたいと考えているところです。 以上でございます。
議 長	奥村議員
奥村議員	タイピングと鉛筆で文字を書く、この両方をうまく使い分けていきたいというような回答ではございます。また、回答書の中に、アウトプットをよりスムーズに行える環境を整えるともございました。この件でございますが、アウトプットをスムーズに行えると。これ、全体の子どもがそうなのか、また、成果はあっても課題については何かないのかとかですね、また、このタイピングコンテストに、どんな紙であろうがデジタルであろうが、それについていけない子どもは多少はいるかと思いますが、紙とデジタルに対して、その差は広がっているのか縮まっているのか、よかったらお聞かせください。
議 長	教育長
教 育 長	お答えいたします。 確かにタイピングスキルが苦手な子もいますけれども、その子なりに、先ほど申し上げたように練習を積んで、スキルアップをしているところでございます。 学習場面を見ますと、タイピングスキルが堪能な子どもでも鉛筆を使っています。

	その子はなぜ鉛筆を使うのかと聞いたら、鉛筆のほうが自分にとって合うからだということを答えてくれました。 また、ノートを使わないでタブレットだけでノート代わりにしている子もおります。なぜなのかと聞いたら、非常に学習とは関係ないのですが、手が鉛筆で汚れるからと言っております。そういった理由であっても、その子にとって、自分が好きなほう、得意なほうを選ぶことができています。個人差はございますけれども、それは紙にしても、タブレットにしても同様じゃないかなと思ってるところでございます。 以上でございます。
議 長	奥村議員
奥村議員	これは私というか、文教厚生常任委員会として毎年学校訪問を行っています。その際に、以前は後ろの掲示板等を見て、本当に字のうまい子がたくさんおりました。本当にこれが小学生の字だろうかと思うような子がたくさんおりました。でも、最近ではちょっと数が減ってるように思います。感じたのは多分私だけではないと思います。それでどうしても時代の流れに沿ってタブレットが必要な授業になってくるかと思いますが、できるだけ紙に字を書かせる、そういう文書を書く、文字を書くということで、また、昭和の時代の教育も必要かなと思いますので、そこら辺の、さっきも申しましたように、ハイブリッド型教育、これをやっていただきたいと思います。 以上をもちまして、教育課への質問を終わります。次の質問に入らせていただきます。 続きまして、害獣駆除についてでございます。 まず、昨今増えてきてるのがアライグマでございます。このアライグマ対策について、野菜や果物農家の方々、家庭菜園を楽しんでおられる方々が被害に苦慮しているが、対策としてはどのような考えをお持ちかお尋ねいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えします。 近年、町内各地においてアライグマの出没が相次いでおり、その強い繁殖力や驚異的な適応力により、個体数の増加に併せて、農作物の被害が増加していることは深刻な課題であると受け止めております。 しかしながら、アライグマに限ったことではございませんが、現在町では、区や地域一帯に対しての駆除費用の助成、報償金の支給は行っておりません。 町では、令和3年2月に筑前町アライグマ防除実施計画を策定し、町全域を対象区域とし、捕獲できるようにしております。 捕獲につきましては、狩猟免許を有し捕獲の許可を取っている筑前町鳥獣被害対策実施隊が主体となって実施することとしておりますが、狩猟免許を持っていない人でも必要な講習や説明を受けることで、筑前町有害鳥獣駆除対策協議会が所有しています捕獲箱を貸し出すこともできますので、ご活用いただけたらと考えています。 また、鳥獣被害対策実施隊がアライグマを捕獲した場合は、1頭あたり5,000円程度の報奨金を出す制度を今年度より実施いたします。これが捕獲に対するインセンティブとなり、捕獲体制の一層の強化につながることを期待しています。 以上、町が行っている対策となりますが、住民の方がご自身でできる対策としては、動物が嫌うような忌避剤や、餌となるような生ごみなどを野外に放置しないこと、超音波を発する機器の設置など、アライグマを敷地に近寄せない方法もでございます。このような対策は個人で取り組むよりも、ご近所や地域で一体的に取り組むことで、より効果が発揮されるものと考えています。

	以上でございます。
議 長	奥村議員
奥村議員	この件につきましては、昨年、原田邦男議員のほうからも質問があっていました。その際に、補助金等が一切ないというような回答でございました。 それでは、今、回答にございましたように、鳥獣被害対策実施隊がアライグマを捕獲した場合は、1頭あたり5,000円の報奨金を出す制度を今年度より実施されることですが、実施隊の方の活動がよく分かりません。 それでは、3点ほどお尋ねいたします。 まず1点目は、鳥獣被害対策実施隊に駆除をお願いした場合の料金と、どこにどういうふうに申し込めばいいのかをお尋ねいたします。 2点目が、木酢液や超音波を発する機器は、量販店等で買えるのか。それからまた、超音波の値段とかですね、そういうのが分かれば教えてください。 3点目は、狩猟免許を持っていない人でも必要な講習や説明を受けることで、捕獲箱を貸し出すことができると言われましたが、捕獲した際には個人でも1頭あたり5,000円の報奨金は頂けるのでしょうか。 以上、3点についてお尋ねいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えします。 1点目の質問ですが、まずは町へご相談ください。内容に応じて、町から鳥獣被害対策実施隊へ依頼をいたしますので、その際の費用は発生しておりません。 次に、2点目ですが、木酢液などの忌避材や超音波は主にホームセンターなどで販売しております。金額につきましてはタイプによって差がございますが、木酢液は1,000円前後から、超音波はおおよそ2,000円から8,000円程度で購入可能となっております。 最後に、3点目ですが、有害鳥獣捕獲報償金の交付対象者は、狩猟免許を有し、捕獲許可を受けている筑前町鳥獣被害対策実施隊員としておりますので、免許を持っていない人は対象外としております。 町としましても、引き続き効果的な対策を研究してまいります。 以上でございます。
議 長	奥村議員
奥村議員	はい、分かりました。 外来種の駆除は、日本古来の固有種を守ることにもつながりますので、駆除のほうよろしく願いいたしまして、次の質問に入ります。 まず最初に、犬・猫の被害についての苦情件数は、年間にいかほどあるのか、また、苦情の中身にはどういったものがあるのかをお尋ねいたします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 苦情件数につきましては、令和5年度が47件、令和6年度が22件、令和7年度が17件となっております。 内容につきましては、猫の放し飼いや、野良猫への餌やり、犬・猫のふん尿被害や敷地内侵入が主なものです。 以上でございます。
議 長	奥村議員
奥村議員	私のところにも同じような苦情で、犬のふんが玄関前に落ちていたとか、猫のふん尿が敷地内とか、玄関そばにしてあって汚いとか臭くてたまらないといった相談が数件ありました。その際には、直接役場の環境防災課に電話してくださいと

	は言っています。 また、この件に関しては、町で行っている防災無線での放送は今までに何度も行っているようですが、あまり効果がないようにも思えます。 そこで、犬・猫のふん害につきましては、既に区内放送で行っているところもあるようですが、これを全ての区の区長さんに区内放送でやっていただけるようお願いできないものでしょうか。 また、近所迷惑や個人のモラル等について、町のほうで放送の原稿を作っていただき、区長さんにお渡しして、放送を依頼されたほうが、効果も今までよりは得られるのではないかと思います。このことについての見解をお尋ねいたします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 町の対応としましては、猫の放し飼いや野良猫への餌やりなど、現場を確認した場合は職員が出向いて注意を行っています。 注意を受け入れず、継続し、周辺の生活環境が損なわれていることが確認できた場合は、動物愛護法に基づき、県知事からの指導対象となりますので、県と連携しながら対応にあたっていくことになります。 なお、この勧告も聞き入れない場合には、県は動物愛護法に基づき50万円以下の罰金を命じることができるようになっています。 犬・猫のふん尿につきましても、基本的には飼い主のモラルの問題でありますので、先ほど議員がおっしゃられましたように、防災無線によりまして、毎月、啓発をしています。 また、ふんの回収を呼びかける啓発看板の提供なども行いまして、飼い主のマナー向上に努めています。 なお、苦情の多い地区につきましては、区内放送にて、室内飼育やふん尿の処理など、適正な飼育を促すよう、区長さんに依頼をしていますので、環境防災課のほうへ通報をしていただきたいというふうに思っています。 野良猫への餌やりや野外での放し飼い、ふん尿の被害は、それを行う人間のモラルによるところが大きな問題です。今後も継続して啓発活動に努めてまいりたいと考えています。 以上でございます。
議 長	奥村議員
奥村議員	この件につきましては、本当に隣近所でトラブルが起きないように、よろしくお願いしたいと思います。 こんなことを、また近隣でトラブルが起きて、またいろいろと相談来るのも、本当、私たち議員としても、ちょっと区長さんにしてもそうでしょうけど、困ったことになりかねない事態もあると思いますので、今後ともよろしくお願いしまして、私の一般質問を終わります。
議 長	これで、奥村忠義議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩します。 10時40分から再開します。 (10:32)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。 (10:40)
議 長	8番 柳雅明議員

柳 議 員	本日は、ワンヘルスについての質問をさせていただきます。 まず最初に、昨今、福岡県内の新聞をにぎわせていますワンヘルス関連のニュースがございました。それで、ちょっと今日の質問とかぶるのですが、なかなか難しい部分がありますので、回答していただく方は的確にそこら辺を考慮しながらお願いしたいと思っています。 提唱者と福岡県庁に関連する問題です、その新聞をにぎわしているのはですね。ワンヘルス関連の事案が政治的なニュアンスで取り上げられているような印象がございいます。ワンヘルスに取り組むことと政治的なニュアンスに関することは、別々に取り上げていただくべきで、取り組みに対する誤解が生じないように配慮する必要がありますのではないかと感じています。 例えば、新聞紙面にワンヘルスの重要性や方向性について詳しく掲載していただけたら、県民の方ももっとワンヘルスについて理解が深まるのではないかと考えています。 現在、県内どの自治体もワンヘルス方針の向上に向かって進もうとしております。県内全体がこの問題に関心をもっと持ち、取り組むことが大切だと思っています。 それでは、本題に入らせていただきます。 筑前町ワンヘルス推進宣言について。 令和2年12月に福岡県ワンヘルス推進基本計画条例が制定されました。本町は令和6年12月6日「緑あふれる豊かで便利なおいなか」のまちづくりを推進し、先人たちが築いた豊かな風土を継承するため、ワンヘルスを推進することを宣言いたしました。 その中で、取り組み事項として、1、福岡県ワンヘルス推進行動計画の取り組みに連携し、ワンヘルス実践施策を積極的に推進します。 2、町民へのワンヘルス周知に努め、理解の促進を図り、その実践活動に対し必要な支援を行いますと、町長が町長名で宣言されています。 ここでワンヘルスの推進に関する宣言を実施した市町村は、県内60の市町村で、これは全て宣言されています。 最初に宣言されたのはみやま市で令和3年9月、最後に宣言されたのは福津市で令和7年12月、筑前町は32番目の宣言で令和6年にされています。どの市町村もワンヘルスの重要性を認識されての宣言だと思っています。 ここで、福岡県の推進条例ですけれども、福岡県ワンヘルス推進基本条例、福岡県条例第1号、令和3年1月5日施行。ワンヘルスの理念といたしまして、今、世界で人獣共通感染症が多発し、人と動物の健康が脅かされ、生態系の劣化が進む中で、ワンヘルスの実践は喫緊の課題となっており、本県は、福岡宣言の地として、先頭に立ってこれを進めることが求められている。よって、ここに、ワンヘルスの実践の仕組みを構築し、県民及び県民が愛する動物の命と健康並びに環境の健全性を一体のものとして守り、その活動を次世代に継承していくため、この条例を制定するとあります。 すいません、ちょっと前置きが長くなりますけれども、条例第5条では、市町村の役割として、市町村は、基本理念にのっとり、第4条各項に定める県の取り組みに協力し、または所掌する事務に係るワンヘルスの実践に関する施策を推進することにより、県におけるワンヘルスの取り組みに積極的に参画するように努めるものとするとあります。 条文の第4条各項に定める県の取り組みとしては、1、県において実施されるべき施策の総合的な企画及び県の所掌事務に係る施策の実施並びに市町村の所掌事務に係る施策との調整等を行うものとする。
-------	---

	2、県は、県民のワンヘルスに関する理解を促進するため、県民及び事業者に対する啓発及び児童または生徒に対する教育を推進するものとする。 3、県は、ワンヘルスの理念の普及または実践に取り組む住民の団体、ボランティア等を育成し、及び支援するものとする。 ワンヘルスの実践といたしまして「次世代につなぐ人と動物の健康及び健全な環境が調和した社会」と題して、県では六つの基本方針が設定されました。 私は令和6年12月の議会当初に宣言されましたが、内容もよく理解していませんでしたので、この時点での宣言は、理解しないまま少し動揺していました。その後、気になってこの質問となったわけでございます。 それでは、県の制定された六つの基本方針を発表いたします。 ①人獣共通感染症対策、②薬剤耐性菌対策、③環境保護、④人と動物の共生社会づくり、⑤健康づくり、⑥環境と人と動物のより良い関係づくり、この六つが県の基本事項でございます。 この県の基本方針を簡略的に、県の資料、県の計画策定と施策の展開を引用して説明しますと、ちょっと長くなります、すいません。 福岡県の計画策定基本事項1、人獣共通感染症とは、人に感染症を引き起こす微生物は現在確認されているだけで1,400種以上あり、このうち約60%が人と獣ですね、人獣共通感染症を引き起こすとされています。 新型コロナウイルス感染症をはじめ、最近になって発見された新しい感染症である新興感染症のうちの約75%は共通感染症とされています。SARSについては野生コウモリが保有するウイルスが、MERSはヒトコブラクダに風邪症状を引き起こすウイルスが、それぞれ人に感染するようになり、重症肺炎を引き起こします。新興感染症は多くの人が免疫を持たず、治療法が確立しないものが少なくないため、新型コロナウイルス感染症のようなパンデミックを引き起こす可能性がありますということです。これが人獣共通感染症ですね。 次が、薬剤耐性菌についてですけれども、抗微生物薬は感染症の治療に重要な役割を果たしていますが、人に対する抗微生物薬の不適切な使用などを背景として、薬剤耐性菌が世界的に増加する一方、新たな抗微生物薬の開発は減少傾向にあります。国際社会でも大きな課題となっている。国連はこのまま何も対策を取らなければ、2050年までに薬剤耐性によって発展途上国を中心に、年間約1,000万人が死亡する事態となり、がんによる死亡者数を超えて、破壊的なダメージを受けるおそれがあると警告していますということが、薬剤耐性菌対策の問題です。 3番目、環境保護です。これは生物多様性の保全として、希少野生生物の保護の推進ということで、絶滅危惧種の保護回復事業といたしまして考えられています。鳥類の絶滅危惧種、これが170種類、それから両生類の絶滅危惧種が77種類、爬虫類が63種類、これが絶滅危惧種だそうです。調べましたけれども、時間の関係上、発表しません。それから、地球温暖化対策。人間の影響が大気、海洋及び陸地を温暖化させてきたことは疑う余地がないと気候変動に関する政府パネルは評価しています。地球温暖化による気候変動は、真夏日、熱帯夜の増加、集中豪雨、ゲリラ豪雨の多発、農作物の不作や感染症の増加など、私たちの社会・経済活動に大きな影響を与える要因となっています。 ④、人と動物の共生社会づくりとしまして、人は太古から多様な目的のため、動物を飼育し、生活を共にしてきました。その中で犬や猫などの愛玩動物を飼育することは、散歩や日常の世話により、生活に潤いや安らぎをもたらすとともに、愛玩動物を通じてコミュニケーションが増加するなど、身体的、精神的、社会的な健康の増進に寄与するとも言われています。また、能力や習性を生かし、人の生活の様々
--	--

	な分野で活用されている動物もいます。一方で、安易な飼育や遺棄、虐待、不適切な飼育などにより、近隣住民とのトラブルが社会問題となっています。我が国では古くから里地里山での農林業の営みが多様な動物の生息、生育環境や人と野生生物との適切な関係性を維持してきました。しかし、近年、このような地域で自然に対する人の働き方の縮小により、生物多様性に変化が生まれています。ということで人と動物の共生社会づくりを画策されています。 5番目の健康づくりですが、人の健康は、健全な環境の下で生産された健康な家畜、その他の安全な農林水産物等を食することで維持されています。健全な環境を維持することは、農林水産物の生産及び消費段階において環境への負荷を軽減していく必要があります。また、農林水産物の生産現場である農地や、人が暮らす里山などは適切に保全管理することで、地域の自然環境や生態系の維持に貢献しており、その健全性を維持することは私たちの健康にもつながりますということです。 6番目、環境と人と動物のよりよい関係づくりにつきましては、項目といたしまして、農薬の適正使用の推進、食肉の安全確保、家畜衛生の推進、中山間地の振興、農林水産物認証制度の創設などが挙げられているということです。この基本6項目に今述べましたことについて、大半とは申しませんが、通常業務の中で既に実施されている中にも含まれていると思います。SDGsの17項目にも同様な事柄が含まれています。 殊さらにこの業務をワンヘルスにとの感もありますけれども、推進すると宣言した以上、ワンヘルスの事業としての形づくりと言いますか、実績が必要だと考えています。 それでは、お尋ねいたします。 本町において、ワンヘルスの推進としての実践はされましたか。 問2、実践された結果はどうでしたか。 問3、結果に対する将来の課題はありましたかというお尋ねをいたします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 まず①番目の、本町において、ワンヘルスの推進としての実績でございますが、本町におけるワンヘルスの推進に係る取り組みについては、ワンヘルスと位置づけて実施したものではございませんが、通常業務の中で環境防災課が推進している関連業務についてお答えをいたします。 六つの基本方針のうち、人と動物との共生社会づくりの一環として、犬や猫などの愛玩動物の重要性を伝えるとともに、広報紙やホームページで飼い主に適正飼育や健康管理、特に犬においては狂犬病ワクチン接種などを推進しました。また、環境保護については、地球温暖化対策として二酸化炭素の排出を抑えるため、太陽光発電設備やLED照明の導入を推進しました。そのほか他の部署においても、家畜伝染病対策や鳥獣被害対策、食育、地産地消など、ワンヘルスに関する取り組みを行っています。 次に、実践した結果について、お答えをいたします。 新型コロナウイルス感染症など人獣共通感染症は、森林開発や地球温暖化など動物と人との関係が変化したために、もともと野生動物が持っていた病原体が様々なプロセスを経て、人にも感染可能になったものであるとされています。このような感染症を防ぐためには、経済の発展や利便性を追求した行動や活動を、人と動物の健康と環境の健全性に配慮したものに変えていく必要がありますが、その取り組みについては様々な分野にまたがっており、行政の取り組みだけでは限界があると感

	じています。 次に、結果に対する将来の課題につきまして、ワンヘルスの推進については行政だけでなく、町民や事業所などと一体となって取り組んでいく必要があるため、まずは広報紙等による周知に努め、理解促進を図り、その実践活動に対して必要な支援を推進しなければならないと考えています。 福岡県においてワンヘルスマスターとして認定された講師がいらっしゃいますので、職員や町民を対象とした研修会の開催について検討をしています。 以上でございます。
議 長	柳議員
柳 議 員	言われましたように、業務の中で実施されている事柄がたくさんでございます。殊さらという感もありますけれども、さきにも述べましたように、実績づくりということと、改めて業務の重要性の認識を植え付ける手だてと考えられたら、結果の色合いが違ったものに映ってくるかもしれませんのでよろしく願いいたします。 それから、将来の課題ですけれども、違った視点での認識が生まれれば、新たな発見が見つかる可能性があるかもしれません。課題が見つければ、それは業務にとつての進歩につながることでないでしょうか。そういうふうに思っています。 問4、これからも継続して実践してほしい課題でございます。 各課それぞれ通常業務の中に取り上げられているとは思いますが、私の思いで申し訳ありませんけれども、これらも継続して実施していただきたい課題を列記しています。回答よろしく願いいたします。 まず、一番目に、生物の多様性の保全として、1、外来種の野生化で、アライグマとハクビシンなどの駆除、2、健全な森づくりによる環境保全（間伐や竹林の整備）、3、水路や河川などの整備による農地の保全（除草作業や浚渫作業）、4、自然体験型の環境学習、子どもの学習に取り上げていただきたいということです。 この回答をよろしく願いします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 生物多様性の保全に関しましては、農林商工課からお答えいたします。 外来種の野生化でアライグマとハクビシンなどの駆除についてです。 ハクビシンについて筑前町では確認できておりませんので、アライグマのみで回答させていただきます。 本来、日本に生息していなかったアライグマの野生化は町の豊かな在来生態系を脅かすだけでなく、深刻な農業被害や生活環境の悪化をもたらす重大な課題であると認識しています。 農業現場におけるアライグマの駆除は、経済的被害を防ぐだけでなく、家畜への感染症を防ぎ、ひいては住民の安全な生活を守る、いわゆるワンヘルスの観点からも早期の対応が必要でございます。 先ほどの奥村議員の質問に対する回答と重複いたしますが、町では、筑前町アライグマ防除実施計画に基づき、筑前町鳥獣被害対策実施隊が主体となった捕獲を実施するとともに、必要な講習や説明を受け、防除活動を実施する個人への捕獲箱の貸出しも行っております。 また、捕獲体制の強化を目的に、今年度より筑前町鳥獣被害対策実施隊によるアライグマ捕獲に対する報奨制度を1頭あたり5,000円程度で実施いたします。 次に、健全な森づくりによる環境保全についてです。 町では、循環型の持続可能で健全な森林経営を推進しております。木の保育、搬出間伐、主伐、再造林を計画的に実施する体制を構築することは、生物の生息環境

	が守られ、様々な生態系が存在し、昆虫や鳥などのような異なる生物の種間や種内の多様性の保全に貢献することができるため、引き続き循環型林業経営を推進してまいります。 次に、水路や河川等の整備による農地の保全についてです。 水路や河川の適切な維持管理、整備は、近年の気象災害から有用な農地を保護し、ひいては住民の生命と財産、そして、安心安全な食料供給基盤を守るという人の健康に直結するものでございます。 また、適切な水の循環を確保することは、水質の浄化や水辺の従来生態系の保護など、環境の健全化を維持する役割を果たしています。 町としましても、国・県が実施しています事業を活用しながら、農地の持つ多面的機能やワンヘルズ視点を念頭に置き、人と自然、動物が共に健やかに暮らせる持続可能な地域社会の実現に向け、計画的な農地保全に努めてまいります。 最後に、自然体験型の環境学習についてです。 今年度新しい取り組みとなる小学生から中学生を含むファミリー層を対象に「夜須高原森と暮らしの大学校事業」を計画しています。日常生活では、体験することが難しい山間地域の暮らしや林業について経験することで、自然の魅力や環境の大切さに触れてもらい、また、山間地域との関係人口を増やすことを目的としています。 以上でございます。
議 長	柳議員
柳 議 員	回答ありがとうございます。 ちょっと質問させてください。 アライグマですけれども、近所にブドウ園があるのですけれども、ブドウ園でやっぱりアライグマがブドウの木に登るんですよね。そして、ブドウを食べてしまうのですよ。それで、近所の方は、箱わなを設置されまして、やっぱりその中に入っていましたアライグマが。しかし、これは獐猛なんですよね。それで、なかなか一般の人たちは駆除——それを移動して、今度は殺処分しなきゃいけないのですよね。町のほうは電気ショックで殺処分されてるということですから、ほかのところはやっぱり動物を刺したり、撃ったり、いろんな方法で殺処分されてるのですけれども、また、それをやっぱりある程度のところで穴を掘って埋めたりしなきゃいけないのですけれども、そういう方針というか、例えばそういう狩猟の人たちが狩猟して殺処分したやつを埋める場所とかの提供とかですね、今どこに埋められてるか分からない。もう適当にやられてるのですけれど、そういう場所の提供もこれから町の役割として必要ではないかというふうにも思ってますしですね。それが一つは外来種の問題ですね。 それから、健全な森づくりによる環境保全ということで、間伐や竹林の整備ですけれども、やっぱり竹林は、もうどんどん侵入してくるんですよね、毎年毎年。毎年毎年山の中に入って竹を切って、孟宗竹なんかはでかいので、あつという間に大きくなってしまつて、これ切るの大変なんですよね、やっぱり。そういう推進をしているのですけれども、自分たちも森林組合の中でやっているのですけれども、町から補助を頂いています。年間7万円ですね、7万円の補助。森林組合、筑前町に四つの森林組合があるのですけれども、7万円の補助しかもらってないのですよね。自分たちで活動しながらいろいろ森林の整備をやっているのですけれども。 それから、間伐については、なかなか間伐は難しいので、例えば間伐をするにあたって、1ヘクタールとか2ヘクタールではなかなか森林組合は動いてくれません。また、まして自分たちでするのは難しい部分がありますので、事業者にお願ひし

	ているのですけれども。10ヘクタール以上ぐらいは集約してやらないといけないのですけれども、今度は集約しようとしたら、今、山を放棄している人が増えて、なかなか集約ができないんですよ。なんで山を放棄するかっていうと木材価格が安い、そして、結局、木材を間伐して木材を売っても、人件費なんかでものすごいお金を取られる。じゃあ、木材代はというと、多分、間伐した材は処分されるようになるのですけど、処分代のほうが安いということで。じゃあ、結局お金をかけて間伐しなきゃならないし、木材は安いし、じゃあ、誰がやるかっていうふうなことを思ってる人はたくさんいらっしゃいます。ということは、非常に健全な森づくりといえますけれども、福岡も環境税があるのですけれども、1人500円、住民税から500円ずつ取られているのですけれども、筑前町が1,500円だから、半分ぐらいは環境税を払っているのですけどもね、3万人のうちの半分ぐらいが払ってるはずなのですけれども、それで、県も補助はやっているのですけれども、やっぱり集約して、申請しないとなかなか県のほうからも補助が来ないということで、すごい難しいですね。もう少し森林組合なんかの補助も、町のほうは7万円じゃなくてももう少し上げていただいてもいいのではないかなというふうに思っています。健全な森づくりなんか全然できません。 それから、水路、河川の整備による農地の保全ということで、除草作業や浚渫作業なのですけれども、僕、三並川の上流にいますのですけれども、すごいですね。両方の雑木林、それから、川の中に生えてる草。僕らは切っているのですけれども、なかなか下流のほうに行くと、川の中の草を切っている人はいない。じゃあ、県のほうに依頼しても県はやらない。そのうち川は駄目になってしまうんじゃないかなというふうに思っています。 それから、自然体験型の学習ですけれども、夜須高原自然の家は、知り合いが何人かいらっしゃいますけれども、一生懸命やられてまして、やっぱりあそこで子どもたちの健全な育成をしていただきたいというふうに思っています。 以上、ちょっと述べさせていただきました。 続きまして、温暖化対策について質問いたします。 1、電気自動車などの導入の推進。 2、効率の高い機器の導入による省エネ対策。 3、省エネ対策として事業者などへの助成。 4、県民の森としての夜須高原の森づくり。 5、建築材としての県産木材の利用ということで質問いたします。
議長	財政課長
財政課長	電気自動車等の導入の推進については、財政課のほうから回答いたします。 電気自動車等の導入の推進につきましては、第二次筑前町環境基本計画及び第四次筑前町地球温暖化対策実行計画において、公用車への低燃費、低公害車導入、また、代替可能な電動車、これはEV車ですとか水素やエタノールを使用した燃料電池車、プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車でございますけれども、これがない場合を除き、新規導入、更新については、可能な限り電動車とすることとし、取り組みを進めたところでございます。 取り組みの結果、公用車への低排出ガス自動車、低燃費車の導入台数の割合は、令和5年度末73%、令和6年度末84%と着実に増加をしているところでございます。 電動車の導入につきましては、ハイブリッド車が4台と、一般車から置き換えが進んでいるところです。 今後もこの計画の方針に基づき進めてまいりたいと思っています。

	以上でございます。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 効率の高い機器の導入による省エネ対策につきましては、地球温暖化対策実行計画の事務事業編においても、重点的に取り組む施策として、ＬＥＤ照明の導入をあげており、公共施設等の対象施設の半数以上が導入済みであるため、今後も１００％を目指して推進をしていきます。 また、太陽光発電設備については、三輪中央浄化センターにおいて設置の検討がなされているところでございます。 そのほか、エネルギー消費効率の高い空調設備につきましては、対象施設の半数以上が導入済みであるため、今後も継続して推進をしていきます。 次に、省エネ対策として事業者等への助成につきましては、店舗やオフィスの高効率な空調設備、また、ＬＥＤ照明、断熱窓、ＺＥＨ、ＺＥＢ、また、電動車などの導入を促すために、国・県の補助制度の周知を図るとともに、町独自の支援策についても検討したいと考えています。 以上です。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	農林商工課からは、県民の森としての夜須高原の森づくりと、建築材としての県産木材の利用についてお答えいたします。 県民の森としての夜須高原の森づくりについてです。 温暖化の進行は深刻な気候災害をもたらすだけでなく、生態系のバランスを崩すことにつながっており、町の３分の１を占める森林の健全化は極めて重要な役割を担っていると認識しています。 現在、県内には福岡県立森林公園条例により、福岡県立四王寺県民の森と夜須高原記念の森が自然に関する知識の普及と向上、豊かな情操の涵養、健康の増進、レクリエーション等の便宜を提供する施設として、森林公園に位置づけられております。町は健全な森の基本でございます循環型森林経営を推進しつつ、夜須高原記念の森や国立夜須高原青少年自然の家のような貴重な施設と協力し、生物多様性や地球温暖化に関する木育など、次世代につながる機会を創出していきたいと考えています。 引き続き、関係機関とも連携を図りつつ、記念の森のみならず、夜須高原を一つのまとまりとして捉え、森づくりを推進してまいります。 次に、建築材としての県産木材の利用についてです。 現在、建築材としての県産木材の利用についてお尋ねがあった際は、県等の補助事業を紹介しています。環境面を見れば、運送コスト減や環境負荷低減の側面から、地産地消を推進していく必要がございます。そのため、今後、町主体の工事や管理する公共施設の改修等があった際は、木造化、木質化、県産木材の利用という視点も踏まえた研究を重ねていきたいと考えています。 以上でございます。
議 長	柳議員
柳 議 員	ありがとうございます。 電気自動車などの導入の推進ですけれども、やはり電気自動車、一般のガソリン車に比べて高いですね、でも補助がありますよね。そしたらとんとんのかなと思うのですが、ただいま電気自動車もちょっと下火になって、いろんな意見が出てくるようですので、また、考え方が変わってくるかもしれません。 それから、効率の高い機器の導入はＬＥＤが結構されているのですばらしいと思

	っております。 それから、省エネ対策としての事業者等への助成ですけれども、各事業所がやっぱり省エネ対策として何か推進していこうとするならば、例えば申請して補助金を出すとかというふうな考えがあれば、すばらしいなというふうに思っています。 それから、県民の森としての夜須高原の森づくりですけども、今も夜須高原はたくさんの方が、連休、家族連れがいっぱいお見えになっています。土日、祝日は、もうテントが張られないぐらいいっぱいテントがあって、子どもたちの歓声がですね、わーわー言って、やっぱり一生懸命あそこで自然と触れ合ってるようで、すばらしいことだと思ってますので、継続していついていただきたいと思っております。 それから、建築材としての県産材の木材の利用ですけれども、国のほうは公共施設の建物については、木質化を図りなさいという指導があつてると思います。また、木質化を図ると林野庁のほうもたしか何%かの補助を出してるだろうと思います。そういう林野庁とかの補助もうまく使いながら、ほかにも補助金はいっぱいありますけれども、使いながらやっていただきたいと思いますし、今はC L T工法といって、木材を集積して、糊で固めて、使って、木材でビル4階建てのビルが建つような時代になっております。公共施設として設備として、耐震基準が確立されるようなすばらしい建物ができると思いますので、そういうふうな県産材、木質化の推進も図っていただきたらいいんじゃないかというふうに思っています。 C L T工法というのはすばらしい工法ですので、大手企業もやってるみたいだし、福岡県内外にも、そういう建築会社があるようですので、ぜひご一考いただけたらいいと思います。ただし、ちょっと高くなるのではないかなと思うのですけれども、県産材の木質化のほうで入札をされて、そういうふうな条件をつけられれば、木質化の建物が、それも公共施設が建つのではないかなというふうに思っていますので、よろしくお願いします。 最後に、動物との共生社会ですけれども、 1、犬や猫などの譲渡の推進により野良化の削減。 2、動物などの命の大切さの学習。 3、鳥獣被害防止、イノシシ・鹿等のジビエ料理等の消費拡大。 4、森林整備による人と動物等のすみ分け。 5、河川などの水質保全により水生動物や昆虫の保全についてお願いいたします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 犬や猫等の譲渡の推進による野良化の削減につきましては、福岡県動物愛護センターに登録されている団体など2団体が、本町でも犬・猫の譲渡会を実施されていますので、広報等での周知に努め、町内ボランティア団体とも連携しながら野良化の抑制を図りたいと考えています。 次に、河川等の水質検査による水生動物や昆虫の保全につきましては、環境基本計画に基づき、町内河川の12か所において年間3回、水質検査を実施しております。人の健康の保護に関する環境基準及び生活環境の保全に関する環境基準31項目について分析を行っていますが、近年異常な値は見られていません。 今後も検査を継続するとともに、合成洗剤や除草剤の適正使用など水質保全に関する啓発も推進しながら、水生動物や昆虫の保全に努めたいと考えています。 以上です。
議 長	教育課長
教育課長	動物等の命の大切さの学習については、教育課から回答いたします。 東小田小学校では動物の命の大切さを学ぶ機会としては、移動動物園においてモ

	ルモットを抱っこしたり、ヤギやアヒルと触れ合いながら、間近に観察することなどを行っています。 また、理科の授業の中では、メダカを卵からふ化するところから観察することや、低学年時点では生活科において、植物の種をまいて、育て、名前をつけて生命尊重の心を育んでいます。 そのほか、道徳の時間や特別活動、保健体育や家庭科などの人や動物の命に係る教科等を関連させながら、今後とも学習を深めてまいります。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	農林商工課から、鳥獣被害防止、イノシシ、鹿等のジビエ料理消費拡大と森林整備による人と動物のすみ分けについてお答えいたします。 鳥獣被害防止、イノシシ、鹿等のジビエ料理消費拡大につきましては、農産物の鳥獣被害対策として捕獲されたイノシシや鹿を地域の資源へと変えることができ、販売による所得向上にもつながると考えられます。 消費を拡大するためには、外食、小売での普及、食育との連携、ペットフードへの加工などがありますが、現在のところ、処理施設の整備や処理技術の向上、衛生管理のハードルなど、様々な課題を抱えています。 しかし、ワンヘルスの観点からも、人の生活圏を守りつつ、生態系のバランスを崩さない計画的な管理をするためにも、ジビエ料理の消費拡大については、先ほどの課題を精査しながら、引き続き研究してまいります。 最後に、森林整備による人と動物とのすみ分けについてです。 森林整備を行うことのみで、人と動物のすみ分けについて直接的な効果を得ることは難しいと考えています。しかしながら、適切な林業経営を行っていくことで造林地における樹種の選定により、動物の餌場を人の居住地から離れたエリアに誘導することなどが考えられます。 引き続き、有害鳥獣頭数や被害状況等の把握に努め、適切な林業経営を推進すべく、調査研究を行ってまいります。 以上でございます。
議 長	柳議員
柳 議 員	はい、ありがとうございます。 動物との共生社会ですけれども、犬や猫などの譲渡の推進により、野良化の削減ということで、やはり愛玩動物は結構持っていられるのですけれども、年齢が高齢化したり、例えばそれから異動したりして、会社の異動が何かで置いていかなければならないようなときに、譲渡会というのがやられているので、その譲渡会っていうのを推進されるということは非常に大切なことだろうと思っていますし、動物の殺傷分とか、虐待につながらないようなことが大切だと思っています。 それから、動物などの命の大切さの学習ということで、学校ではもうすごく大事なことをやられてるようですので、本当に動物の命というのは、大切だと思っています。先ほどメダカの話がありましたけれども、自分もメダカがいて、この頃卵を産みつけましたので、別の水槽でやりましたら、小っちゃい、ほとんどもう目に見えないぐらい小っちゃい子どもが卵からふ化していました。しかし、外に置いていますので、蚊の幼虫がおって、うようよして、一緒に運動してるみたいなんですけれども、蚊のほうが、その幼虫がひょっとして小っちゃいのを食べてるのかなと思って、やっぱり健全な強いやつしか生き残ってないみたいです。 それから、鳥獣被害防止、イノシシ、鹿等のジビエ料理ですけれども、大分県の山手の道の駅に行きますと、やはり鹿とかイノシシの冷凍がありますし、それから、犬、猫の餌として、肉をですね、要するに乾燥した肉を売ってあるところもありま

	すし、また、近所の犬はイノシシや鹿を与えともう1日中がりがりがりがり噛んでいて、要するに、鹿の角はですね、健康にすごいいいみたいで、友達の話によると、山で鹿の角が落ちていたら、ネズミやらイタチやらそういうのがばんばんすぐ奪って食べてるそうですので、やっぱり、すごい栄養があるのでしょうか。 それから、森林整備による人と動物とのすみ分けなのですけれども、やはり人工林が増えて、自然林が本当に少なくなってるのですよね。木の実、そういうものが全くなくなってしまって。ですから、すみ分けっていうか、新しい林野庁が指導しています主伐の後の植林は、要するに広葉樹と、それからスギ・ヒノキと一緒に植えなさいというふうなことですみ分けしてますし、例えば熊被害に遭ってる東北地方なんかを僕見ますけれども、やはり山の整備が十分にやられてないので、どんどんどんどん里に下りてきているのですけれども、すみ分けというのは、ある程度のところまで森林を開発して、きれいに整備すれば、そして、山のほうに自然林を残してやれば、そういうふうな熊なんかはなかなか下りてこないんじゃないかなというふうに思ってます。 それから、河川の水質保全による水生動物や昆虫の保全ですけれども、それこそ一時期、魚がいなくなっちゃいました、河川に、川に。自分たちのところも小っちゃい頃はいつも川に魚捕りに行っていたのですけれども、ほとんど魚は見当たりません。これは鳥が食べてるのかもしれない、サギが食べてるのかもしれないのですけれども、水質保全されて、川をきれいにしていいただければ、魚は増えるんじゃないかなというふうに思っています。 そういうことで、動物との共生社会っていうのは、人間がやっぱり共生していこうと思わなければいけないような気がしますし、昔は牛や馬が家の横におって、一緒に住んでいたんですよ、同じ家の中にですね。そういうふうに、動物それからそういうものと一緒に生活するっていうのは、すごい大事なことでないかなというふうに改めて思っています。 じゃあ、最後にちょっと自分の文書を読まさせていただきます。 私がいつもこの議会で一般質問させていただいている事案は、大半が自然環境、特に森林についてであります。やはり気になるのがこのワンヘルスとの関連でございます。自宅の前には水路があります。まだ父が健在のとき、県土木の方から道路拡張に伴う水路の三面側溝についてのお話がありました。水路のり面には樹木が植わっており、その撤去も一緒に行う旨の話でした。しかし、父は水路の改修には反対しました。樹木の伐採にはいろんな意味での考えがあったのでしょう。難色を示していました。私も側溝を改修した場合、蛍はいつもどおりに5月に飛んでくるのでしょうかと質問いたしました。検討しますとのことでお帰りにになりました。結局、改修は行わないとの回答を得ました。今も蛍は5月の末には楽しませてくれます。また、水路の草むらの中には小魚が隠れています。雨は森林を潤し、木々を育て、様々な動物や昆虫を育み、二酸化炭素を吸収して、自然環境を維持する役目を果たしています。私たちはその森林を整備しながら、昔からずっと共生してきたのです。 しかし、その環境が経済的利便性によって変更されてきています。どこかで警鐘鳴らさなければならないとのことで、ワンヘルスが生まれたことの一因ではないかと思っています。 人の手が触れていいものと、そのままにしておいたほうがよいものと、関わり方や考え方で立場が違うかもしれませんが、環境が利便性や必然性のために縮小されることは残念なことだと思っています。 ワンヘルスを推進していくことに異論を唱える方もいます。しかし、人が自然が
--	--

	成長し続ける上で大切にしていかなければならないことの宣言と捉えていただけたらどうでしょうか。 以上で、私の質問を終わります。
議 長	これで、柳雅明議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩します。 13時から再開します。 よろしくお願いします。 (11:35)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。 (13:00)
議 長	7番 石橋里美議員
石橋議員	発言通告にしたがいまして、順次質問をさせていただきます。 最初に、郷土の歴史を伝える郷土の歴史民話についてです。 私も筑前町に引っ越してきて、約30年になります。町のボランティアに携わる中で、筑前町、すなわち、旧三輪町、旧夜須町それぞれに民話があることを知りました。そこで、民話を広辞苑で調べてみると、民話は民衆の中から生まれ、伝承されてきた説話、民談とあります。また、民話は人々の暮らしの中から生まれ、口伝えで受け継がれてきた物語の総称です。 日本には様々な民話が存在します。桃太郎や浦島太郎、かぐや姫、一寸法師といった、多くの人が知っている昔話から、それぞれの地方や地域に伝わる民話まで約6万話あるそうです。 そこで質問をいたします。 筑前町に存在する民話数と、現在、図書館にある紙芝居数をお尋ねいたします。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えします。 民話数につきましては、本町公共図書館が所蔵している三輪の昔話と夜須町の民話と伝説では、三輪地区が10話、夜須地区が8話、合計18話となっています。 図書館で所蔵している民話の共同紙芝居の作品数につきましては、三輪地区が「弥永の夜泣き松」など4話、夜須地区が「孝子弥四郎」、「黒髪の井戸」など8話で、合計12話です。 以上でございます。
議 長	石橋議員
石橋議員	今の答弁で、筑前町の民話数が18話というのはすばらしい数だと思います。 それでは、どのような目的で作成をされたのか、お尋ねいたします。
議 長	教育課長
教育課長	今回の紙芝居が文化財の担当が当時つくったということですので、教育課から回答いたします。 作成当時は町内の民話に関して問合せが多く、体系的に取りまとめたものもなかったため、旧夜須町教育委員会にて、町内の民話と伝承を取りまとめる事業を実施し、手作りで4編の紙芝居を作成しています。 当初は小学生以下に対して、地域の歴史を知っていただくために紙芝居を作成したようですが、若いお父さん、お母さん、年配の方々にも人気があったようで、各種団体からも借用依頼が増加し、原画の損傷が問題化とされていました。 そのため、夜須町教育委員会では、原画を転用した夜須町の民話と伝承の書籍を

	作成し、町図書館で閲覧できるようにしているところです。 以上です。
議 長	石橋議員
石橋議員	当初は、小学生以下の子どもさんに、地域の、この町の歴史を知ってもらうために作成されたということで、若いお父さん、お母さん、大人の方たちもですね、やっぱり子どもに戻った気持ちで人気があったかと思っています。本当にこの昔ながらの民話、また、紙芝居については、すごい力があるんだなと思います。 それでは、この紙芝居は誰がどのような場で活用されているのかお尋ねをいたします。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えします。 紙芝居の活用につきましては、かがし祭り、学校、各種団体のおはなし会などで活用しています。 以上でございます。
議 長	石橋議員
石橋議員	私も毎年開催されてます中牟田の孝子祭でもボランティアの方が紙芝居をされているところを拝見させていただいたこともあります。 私も、やはり孫とかですね、孫に絵本とか紙芝居を読んでやったり、また、ボランティアで学童や高齢者施設で読む機会がありましたので、やはりこの本と違って紙芝居になると、子どもに限らず、大人の方も目を輝かせて聞き入ってもらえます。紙芝居の効果として、紙芝居は言葉の力と視覚的な演出を組み合わせることで、聞く力、共感力、想像力を育む効果があります。絵本とは異なり、皆さんご存じのように、紙芝居は扉付きの舞台に紙芝居を入れて、そして演技手と聞き手が、同じ空間、時間を共有するため、感情の交流やコミュニケーション能力を活性化させる素晴らしいツールでもあります。また、高齢者の方にとっては、脳の活性化ということで、認知症の進行を遅らせる、また、情緒の安定、そして、コミュニケーションの活性化にもよいと言われています。 町の民話の紙芝居は、ボランティア活動をしている限られた団体や個人にしか貸出しをできないということになると思うのですが、この素晴らしい民話があることを知らない町民の方はたくさんいらっしゃると思います。先日、私がこの知り合いの方、30名の方に、筑前町にこの民話があるっていう話をしたところ、ほとんどの方が知りませんでした。 そこで質問なのですが、一般の紙芝居と同じように、誰にでも借りられるようにするために、何をクリアすれば貸出しができるのか、お尋ねをいたします。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えします。 郷土紙芝居については、図書館のおはなし会用備品であり、貸出し時の損傷等も懸念されるため、図書館の一般利用者には貸出しをしていません。 郷土紙芝居を貸出しができるのは、団体貸出サービスにて登録のある団体や町内で読書活動を行うボランティアとしています。 なお、ボランティアの方につきましては、筑前町図書館備品借用事前確認の書類を事前に提出していただき、町内での読書活動の実績等が確認できれば、グループでも個人でも貸出しは可能です。 以上でございます。
議 長	石橋議員
石橋議員	今の答弁では、一般の紙芝居と同様にはやっぱり貸出しができないということで、

	誰にでも貸出しができないということで、個人としては残念であります。 民話の役割として、民話には善悪、いいこと、悪いこと、また、約束、働くこと、他者への思いやりや共同体で生きるための基準が象徴的に込められています。直接こうしなさいと言わずに、その物語として示すことで、子どもから大人まで自然に道徳や生き方を考えるきっかけになります。 地域の歴史や自然、振興を背景に、人々の経験や教訓、価値観を物語として伝え、世代や地域のつながりを保つことです。さらに、子どもの情操教育や言語能力の育成、災害や戦争体験などの記憶検証にも活用されています。 また、民話は、土地の歴史や習慣、方言、信仰の痕跡などを含む文化の記憶の集積です。地域の民話を残し、語る活動は、変化の早い現代で失われやすい生活文化を記録し、次世代につなぐ手段になっております。 このように、地域に伝わる大切な民話を紙芝居の効果を利用して、語り継ぐ有効な手段として活用できないかということで、私は今回この視点で質問をいたしました。 そこで、質問です。 個人への民話の貸出しは簡単にはできないようです。町は今後どのように民話を伝承していくのか、お尋ねをいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えします。 民話については、取りまとめた書籍を近隣自治体の図書館や関係自治体に配付してきた経過があります。現在は、町の出前講座等で活用しているところもあります。 今後は現在残っている書籍をデータ化し、ホームページ等に掲載することが可能であるか等を検討していきたいと考えています。 以上です。
議 長	石橋議員
石橋議員	現在、この紙芝居はコスモス図書館に保管されております。町には二つの図書館があるので、めくば一図書館にも導入できないかという話を以前、生涯学習課のほうにも聞きましたが、やはりこの紙芝居をつくるというのがやっぱり高額なために難しいという話も聞きました。 そこで、町の民話、紙芝居があることをコスモス、また、めくば一図書館の館内にですね、町民の方は本当にこういう話があるというのをご存じない方がたくさんいらっしゃるので、図書館の館内にPRの案内を表示するとか、また、9月には電子書籍の導入もありますので、いろんな視点から、この町の民話の伝承につながる方法を検討していただくことを要望いたします。 民話は町の大事な文化財です。県内人口増加率トップの筑前町です。若い世代の方々も多く転入していただいております。特に若い町民の方々にもっと知ってもらうために、親から子へ、子から孫へと末永く伝承していかれることを願い、次の質問に移ります。 先日、約20年前にお子さんが不登校になり悩んでいたお母さんと会う機会がありました。当時、お子さんは小学校に入っていじめられていた友達をかばったことから、ほかの子からいじめを受けるようになり、不登校になったそうです。今は就職し、しっかり仕事をしているそうですが、20年たった今でも当時のことが心に刺さっているそうです。 20年前と現在ではいじめに対する環境も違うでしょうが、当時の学校の対応にも問題があったとお母さんは話されていました。 不登校の要因に学校でのいじめなど友人関係をめぐる問題、学業の不振、家庭で

	の親子関係、生活リズムの乱れ、そして、無気力、不安など様々なものがあります。複数の要因が組み合わさっている場合もあります。 不登校児童生徒の実態、課題について、福岡県教育委員会の資料によりますと、令和6年度の福岡県内公立小中学校における不登校の子どもは1万9,307人でした。この人数は毎年増加しており、この5年だけでも約2.2倍となっており、その中には、学校内や学校外での専門的な相談や指導などを受けていない子どもが約34%も存在しており、そのような子どもに対して、どのように教育の機会を確保していくかが課題である。また、不登校児童生徒への支援にあたっては、学校や家庭、支援センターをはじめ、あらゆる機関が連携して、個々の子どもに応じた多様で適切な教育機会を確保することにより、社会的に自立できるようにしていくことが大切と記載されています。 筑前町には、教育支援センターとして、筑前町教育支援センター「彩」が設置されています。そこで、筑前町教育支援センター「彩」はどのような役割を担っているのか、お尋ねをいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えします。 町の教育支援センター「彩」は大きく二つの役割を担っています。 一つは、三並小学校を除く各学校に設置している校内教育支援センターと連携した不登校への対応の拠点としての役割です。不登校支援に係る目的と方針を同じくしながら、取り組みの成果や課題についての情報の共有を行っています。 二つ目の役割は、児童生徒の居場所や学力保障などダブルセーフティーネットの役割です。校内支援センターにさえ行きづらさを感じている児童生徒もいます。「彩」はそういった児童生徒のために居場所と学力を保障する場となっています。
議 長	石橋議員
石橋議員	この教育センター「彩」の役割は、本当に今言われましたけど、各学校の支援情報共有と居場所ですね、居場所と学力を保障する場ということで、大きな使命を背負っていると思っています。 次に、筑前町学校教育推進R8が策定されています。この中の4、いじめ・不登校に対する生徒指導体制の確立として「不登校の復帰支援・不登校の早期発見・早期支援に取り組みます」とあります。 子どもが学校に行くのを渋っている。保健室に行く回数が増えている。漠然とした不安な様子が見られるなど、不登校の兆候が見られた場合、あるいは不登校になった場合は、家庭、学校、関係機関などの連携によって子どもを支援していくことが大切であるため、不登校の兆候がある児童生徒の早期発見が非常に重要となってきます。 そこで、不登校の早期発見・早期支援について、具体的にどのような早期発見、支援に取り組んでいくのか、お尋ねをいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えします。 早期発見につきましては、教育委員会が各学校の児童生徒の欠席状況を月ごとに把握し、昨年度の欠席状況等からの不登校の可能性を察知しています。 そのデータを各学校に提供し、欠席が継続しないよう、早期対応として家庭訪問や電話連絡など、誰がどのような対応を行うかを協議し、実行したり、校内支援センターでの体験入級を勧めたりしているところです。
議 長	石橋議員
石橋議員	不登校の兆候がある児童生徒の早期発見に努めて、早期支援につなげていただく

	ようお願いをいたします。 次に、不登校児童生徒への支援についてです。 文部科学省は、不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方の中で、不登校児童生徒への支援の視点として、不登校児童生徒への支援は「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。 加えて、学校教育の意義・役割として、特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きい。 また、不登校児童生徒への支援については、児童生徒が不登校になった要因を的確に把握し、学校関係や家庭、必要に応じて、関係機関が情報を共有し、組織的、計画的な個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定するなどが記載されています。 令和6年の通常国会で、我が公明党の下野六太参議院議員の不登校支援に関する体験活動の質問に対する文科省初等中等教育局長の答弁の中で、不登校児童生徒等への具体的な支援の取り組みについて、自然体験活動は子どもたちの豊かな人間性や社会性、主体性を育む上で重要だと考えている。文部科学省としても、学校や教育支援センターなどにおける体験活動の取り組みに対する支援を行っているところであり、不登校児童生徒が様々な体験活動ができるような環境づくりを積極的に進めるよう考えているとの答弁でした。 先月の5月11日、参議院決算委員会の中でも、秋野公造参議院議員が質問をいたしました。内容は、以前に質問した下野六太議員の延長上として夜須高原青少年自然の家を活用した支援についてです。 これに対して、独立行政法人国立青少年教育機構理事長は、夜須高原青少年自然の家について、発達障がいや不登校の子どもたちに対する新たな支援について答弁されました。 それでは、タブレットを見ていただきたいと思います。 これは令和8年度国立夜須高原青少年自然の家が作成されました教育事業「やすこうげんチャレンジデイ」のチラシです。ここには、この「やすこうげんチャレンジデイ」は、学校生活への適応に困難さを抱える児童生徒に対する夜須高原の自然の中で、自分のペースを大切に過ごせる日帰りプログラム、人と関わったり、新しいことに出会ったりしながら、安心して過ごせる時間を積み重ねていきます。一人ひとりが自分らしくチャレンジできる居場所づくりを目指しています。右のほうに、ここには共催として、筑前町教育委員会とあります。 筑前町学校教委教育推進R8の中の不登校の復帰支援、不登校の早期発見・早期支援の中にも、この国立夜須高原青少年自然の家と連携した不登校支援事業と筑前町教育支援センター「彩」の連携とあります。 そこで質問ですが、国立夜須高原青少年自然の家と連携した不登校支援とはどのような事業で、どのように連携していくのか、お尋ねをいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えします。 令和8年度国立夜須高原青少年自然の家では教育事業として、先ほど見ていただきました「やすこうげんチャレンジデイ」の事業を進めており、筑前町教育委員会も共催として推進しているところです。 この「やすこうげんチャレンジデイ」の趣旨については、学校生活への適応に困

	難さを抱える児童生徒に対し、野外活動やクラフト活動など、様々な自然体験活動を通じた居場所づくりを行うことで、社会性の涵養や自己肯定感の向上を図ること、参加者同士のコミュニティだけでなく、社会とのつながりを構築できる日帰りのプログラムを提供するものです。 教育委員会といたしましては、教育支援センターに通級している児童生徒に加えて、令和7年度に欠席日数が100日以上であった生徒や、令和8年4月の欠席が100日以上の子供生徒に参加を推奨する周知を行っているところです。 以上です。
議 長	石橋議員
石橋議員	「やすこうげんチャレンジデイ」、このチラシを見ますと、毎月1回開催されるということで、第1回目を6月の22日に開催されるそうですが、現在分かった時点でよろしいのですけれども、何人の児童生徒が申込みをされているのかお尋ねいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えします。 この「やすこうげんチャレンジデイ」の申込みについては、年間行事への参加を希望する人は登録することになっています。まず、登録している人が筑前町からは小学生が16人、中学生4人の計20人となっています。 また、6月22日の開催分については、児童生徒8人が申し込んでいるということを確認しております。 以上です。
議 長	石橋議員
石橋議員	6月の22日には8名の児童生徒さんたちが「やすこうげんチャレンジデイ」に参加されるということで、これが毎月開催されますので、今後、本当に子どもたちのために、しっかりいろんな面で支援していきたいと思っています。 この自然体験や生活体験など、リアルな体験を通して、人と関わり、体を使って五感で学ぶ、この体験活動は重要性を増していくものと考えています。 夜須高原青少年自然の家と支援センター「彩」が連携した「やすこうげんチャレンジデイ」は、新たな取り組みであり、今後、試行錯誤しながら、支援の成果をあげていかれるものと期待をしています。 国立青少年教育機構理事長は、特定非営利活動法人在宅就労支援事業団とも協力しながら、この福岡県や筑前町とも一緒になって、ひきこもりの若者も含む福祉と体験活動をミックスさせた新たな連携事業にも取り組む予定と答えられておりました。誰一人置き去りにしない社会づくりを目指して、不登校支援事業の成果を皮切りに、夜須高原青少年自然の家と特定非営利活動法人在宅就労支援事業団とも連携して、ひきこもり支援の取り組みも推進していただくよう要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。 ありがとうございました。
議 長	これで、石橋里美議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩します。 13時40分から再開します。 (13:31)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。 (13:40)

議 長	3 番 池松和彦議員
池松議員	よろしくお願いします。 まずは、昨年10月に行われた国勢調査の結果について、筑前町は人口増加率が4.23%ということで、福岡県では1位とのことでした。これは、現在お仕事されている現役の皆さん方もそうですが、過去に様々な部分で努力されてきた先人たちの恩恵もあるのだと思います。ああ、よかったなと思う反面、日本の25年度の出生率は、1899年の統計開始以降、10年前の2016年に100万人を割ってから過去最少の67万人とのことでした。また、人口減少率が福岡県で一番高いのは東峰村で、同じ朝倉圏内でも様々な状況にあるのだと思いました。 一方で、福岡県の世帯数は7万7,000世帯増えたそうです。しかしながら、福岡県の世帯数は増えていますが、人口は5.3万人減っているとのことでした。これは、家は増えてはいるが、1世帯あたりの人数が少なくなっている傾向にあると言えます。 私の今住んでいます家の近所も、昨年までは田んぼだったところで新築工事が行われています。建てている業者の方の工作中的声が聞こえてくるとありますが、作業中にも時々笑い声が聞こえてきたりして、仕事は大変だと思いますが、手に職をつけて頑張るのも明るくてよいなと思いました。もしくは、近年の人手不足から、リーダーの方が意識的によい雰囲気をつくっているのかもしれない。 最近はホワイトカラーやブルーカラーと言われる仕事にまつわる話題も聞くことが多くなり、近い将来、筑前町の子どもたちの時代になるとどうなっていくのかと考えたりもします。 教育の面でも、両方の部分をうまく両立させていくことが大事ななと思います。今回はそんな子育て支援、子どもたちにまつわる質問からです。 よろしくお願いします。 それでは、質問に入ります。 まず、子どもたちの居場所づくり、子ども食堂についての質問です。 筑前町こどもの居場所づくり支援事業補助金の交付を受けている団体は、現在、いくつありますか。また、団体名もお願いします。
議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 今年度は3団体に補助金を交付しております。交付先は、「ちくぜん子ども食堂ほっぺ」、「だいちの会」、ちくぜん子ども食堂「あるこるか」です。
議 長	池松議員
池松議員	ありがとうございます。 現在、補助金を受けている団体、3団体とのことでした。 ほかに、現在は町の補助金を申請してはいないが、子ども食堂を運営している団体がほかに何か所かあると聞いています。そういった団体の数、また、補助金を今のところ申請していない理由は分かるでしょうか。お願いします。
議 長	こども課長
こども課長	お答えします。 現在、町内で子ども食堂をはじめとする子どもの居場所づくりに取り組まれている団体は、先ほどの3団体のほかに3団体を把握しております。これらの団体からは、現在のところ補助金申請はあっておりません。申請に至っていない理由につきましても、全てを把握しているわけではございませんが、ある団体は、寄附金や県の物価高騰対策補助金などを活用しながら活動を継続していると伺っています。
議 長	池松議員

池松議員	分かりました。 今のところ補助金を申請していないが、活動されている団体は3団体とのことで、活動内容に支障がない範囲で恐らく活動されているのだと思います。 私が聞いたところによりますと、補助金の交付要綱の内容について、交付要綱はあるのですが、取り組まれている方が納得できない部分があると。また、申請が煩雑との理由で、補助金の申請に踏み切れていないとの話を伺いました。 一部を紹介しますと、申請5年以内に事業を廃止したときは、全額もしくは一部を返金しなければならないといったことや、10名から20名での参加者の場合は1回あたり5,000円という補助金が頂けるのですが、10名以下での参加者で活動されてある方もいるとのこと。ほかにもいろいろなご意見もあるようなのですが、こういったこともあります、町のお考えをお尋ねします。
議 長	こども課長
こども課長	お答えします。 こどもの居場所づくり支援事業補助金につきましては、地域における子どもの居場所づくりや見守り活動を支援するため、運営費補助金、開設準備補助金、継続支援補助金の3種類を設けています。 運営費補助金は、食材費や消耗品費など日常的な運営経費の一部を補助するもので、参加人数等に応じて、年間上限20万円としております。 また、開設準備補助金と継続支援補助金は、備品購入や備品の更新等に係る経費を対象としております。 補助金は公金であることから、適正な執行を確認するため、事業内容や経費の確認書類の提出をお願いしております。書類作成に不安がある場合には、個別相談や作成支援も行っております。 また、開設準備補助金と継続支援補助金につきましては、補助金を活用した備品整備等が一時的なものではなく、地域における継続的な居場所づくりにつながるよう、5年以上の継続を前提とした制度設計としております。このため、申請から5年以内に事業を廃止した場合には、要綱に基づき、補助金の全部または一部を返還していただくこととしております。 一方で、制度が利用しづらいとのご意見があることにしましては、活動団体の実績も伺いながら、必要な支援の在り方につきまして、今後研究してまいります。
議 長	池松議員
池松議員	ありがとうございます。 大きく言って3種類の補助金があって、設立と継続とかですね、必要な部分をかなりカバーしていただいていると思われそうですが、特に何かそういう書類関係で不安があれば相談できるというような体制を取っていただけているということで、利用団体の方も非常に心強いと思われそうです。 ただ、以前行われた説明会に来た団体数と実際に申請した団体の数に大きく開きがあると思われそうです。交付要綱の内容については、補助金を受けている、受けていないに関わらず、今後は、先ほども言ってもらいましたが、各団体の意見も聞きながら、より取り組みやすい状況にしていいただければと思っています。 では、次の質問です。 先ほどの補助金に関して、3月の予算審査特別委員会のときには、参加人数に対してのことだったと思いますが、その辺りはどうなっているのでしょうか。また、全体的な予算額も改めてお尋ねします。
議 長	こども課長
こども課長	お答えします。

	現行制度では補助対象要件や交付基準を定め、一定の基準に基づき運用しております。 子ども食堂を行う場合には、1回あたり10食以上提供できる体制を有していること、また、原則として月1回以上開催し、1回あたり2時間以上実施することなどを要件にしております。 運営費補助金につきましては、食事提供の有無や参加人数に応じて1回あたりの交付限度額を設定しております。食事提供がある場合は、参加人数10人以上20人未満は1回あたり5,000円、20人以上の場合は1回あたり1万円です。食事提供がない場合は、原則5人以上の参加を補助対象とし、1回あたり5,000円としております。いずれも年間上限額は1団体あたり20万円です。なお、今年度の予算額は140万円です。
議 長	池松議員
池松議員	ありがとうございます。 いろんな条件といいますか、基準が設けてあるということで、それにのっとって今のところ運営されている団体が多いかと思われます。予算額は140万円ということで、ありがとうございます。 子ども食堂については最後の質問になりますが、実施回数や開催できる場所を今後増やしたいといった団体もあるようです。また、ある団体は50人以上の参加がある場合もあり、場所や資金面で苦慮せざるを得ないという場合もあるそうです。このことに対して町のお考えをお願いします。
議 長	こども課長
こども課長	お答えします。 子ども食堂をはじめとする子どもの居場所づくりにつきましては、地域の皆様のご尽力により継続して取り組んでいただいております、町としてもその活動に感謝しております。 これらの取り組みは、支援が必要な子どもや保護者を必要な支援につなぐ役割が期待されるとともに、子どもたちにとって食の確保だけでなく、地域とのつながりや多様な交流、体験につながる重要な取り組みであると認識しています。 一方で、地域の方々による自主的、継続的な取り組みによって支えられており、場所や資金面で苦慮されている実情もあると認識しています。町としても活動を継続しやすい環境づくりを支援していく必要があると考えています。 こども課としましては、区長会や自治公民館長会を通じ、子ども食堂をはじめとする子どもの居場所づくり活動への理解促進や周知に取り組んでいます。 また、資金面につきましては、昨年度創設した補助制度を活用した団体の実績なども踏まえながら、継続的な活動につながる支援の在り方について、今後検討してまいります。
議 長	池松議員
池松議員	ありがとうございます。 現状の認識はあるとのことで、ありがとうございます。 今現在活動されている方々の意見をできるだけ吸い上げていただいて、まず、大きいところではやはり要綱の内容の部分ということになるかと思いますが、子ども食堂は町の大事な施策だと思いますし、これから新規で始めやすい、続けやすい環境づくりを引き続き応援をしていただきたいと思います。 この件に関してはありがとうございました。 次の質問です。 みなみの里のキッチンカーについてです。

	昨年度の議会報告会の中で、町民の方からご意見としていただきました。キッチンカーを最近見なくなったと。町民の方の企業支援として貸出してはというような内容をいただいていたのですが、現在のみなみの里のキッチンカーですね、利用状況と今後の活用方法をどう考えているのかと教えてください。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えします。 まずは、改めてキッチンカー導入の経緯についてご説明します。 キッチンカーについては、株式会社筑前町ファーマーズマーケットみなみの里が事業主体として、地方創生加速化交付金を活用し、平成29年3月に購入しており、当時から現在まで、みなみの里所有となっております。そのため、今回の回答につきましては、みなみの里より聞き取りを行った内容にて回答とさせていただきます。 稼働状況といたしましては、平成29年度から平成31年度まで、地域おこし協力隊やアルバイトを一時的に雇用し、福岡市役所前広場や城山マルシェ、九州北部豪雨時の被災地支援、みなみの里芝生広場などで出店をしていました。 しかし、手洗い、洗浄用の給水タンクを満タンにして走行するには車両が重く、遠方まで運転するには時間を要し、スタッフへの負担や経営的負担などで稼働が厳しい状況となりました。 また、当時のキッチンカースタッフも退職し、みなみの里直営部門も人手不足で、最少人数で運営している状況であり、キッチンカー専従のスタッフを確保するには困難な状況となっておりますので、先日の総会にて廃車をすることで決定したと報告がございました。 以上でございます。
議 長	池松議員
池松議員	ありがとうございます。 先日行われた総会で廃車が決定したということで、残念ですが、キッチンカーの活躍もいろいろな状況がある中でチャレンジした結果と思われますので、ある面ではしょうがないかなと思っております。 私としては、町のイベントのときなどに、先ほどの子ども食堂の団体が利用したりですね、またここ数年は、ありがたい話で、夜須中体育祭は、部活動紹介や対抗リレーなどで午後まで実施していただいております。昼食も取ります。子どもたちは友達同士で食べたり、家族で食べたりして、昔ながらのよい姿を見ることができました。 しかしながら、もしかしたらお弁当の準備などで困っていたり、一人で食べている生徒もいるのかなと考えたりもしました。キッチンカーが存続するならば何らかの利用法もあったのかなとも思います。 冒頭でも話しましたが、筑前町は福岡県内でも注目の町になってきていると思います。都会の便利さと田舎のよさを併せ持った町として、これからも笑い声がある明るいまちづくりをよろしく願いしたいと思います。 これで私の一般質問を終わります。
議 長	これで、池松和彦議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩します。 14時10分から再開します。 (14:00)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。

	(14:10)
議 長	13番 寺原裕明議員
寺原議員	本日最後の質問者でございます。 よろしくお願いします。 質問の前に最近盛んに報道されておりました福岡県議会の件について少し申し述べたいと思います。 これは我が県の県議会のことでありますと同時に、本町も賛同していますワンヘルス運動との関連性もあります。午前中、柳議員も言及されましたけども、そのこともあって連日の報道に注目をしていました。 先般から西日本新聞社のスクープにより、県職員で組織している部課長会による県議会議員、副議員の政治資金パーティー券購入問題及び一般通念として想像できないような高額旅費による海外視察問題が明らかになりました。さらに、これらの問題についてマスコミの取材が多くなったとして、議会棟での取材制限案が県議会事務局で検討されるといった状況にもなっておりました。これに対してあちこちから批判の声が上がったこともあって、服部県知事と蔵内県議会議員より対応策が表明されるに至っております。 これらの経過を見ますとき、今回の県職員及び特に県議会の県民の不信を招く動きに対し、マスコミは事実関係を明らかにして報道するという大きな役割を担ったと私は思いますし、また同時に、本町執行部、私たち議会ともに、県や県議会の今後の取り組みを注視していく必要を強く感じているところです。 それでは、通告に従って質問いたします。 まず一つ目に、学年初めにおける町内各学校の運営状況について、お尋ねをいたします。 本年度の町内小中学校の始業式は4月7日でした。例年であれば、4月5日が始業式であったと思います。昨年、令和7年度の始業式も4月7日でしたが、これは5日が土曜日、6日が日曜日であったために必然的に7日が始業式になったものであったと思います。 学校現場の多くの先生方から新学期に児童生徒を迎え入れるためには、始業式までの準備期間が短過ぎて十分な準備ができない、よりよい新学期をスタートさせるために何とか始業式の期日を遅らせる措置を取ってほしいという要望を受けまして、令和5年12月議会の一般質問において、この事案について提起いたしました。 その際、宮崎教育長からは前向きな回答をいただいておりますが、今回、実際に始業式が7日に行われたということを知りまして、うれしく思いましたし、何より学校現場の先生方が喜ばれたことだろうと考えているところです。 今回の措置については、筑前町学校運営規則を変更して取り組まれたということですが、教育委員会や教育課はどのように考えてこの問題に取り組まれたのか、また、取り組みの経緯はどのようであったのかをお尋ねいたします。 さらに、今回の措置に対して現場の先生方の反応は実際どうであったか、また、教育委員会として今回の措置をどのように自己評価しておられるかお尋ねをいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えします。 学年初め休業日においては、令和7年7月に学校管理規則を改正し、教職員が新学期の準備にあたる期間を1日増やし、4日間を確保しています。 改正した理由は、新年度に学級編制を行い、学級担任等も変わることに伴い、児

	児童生徒の前年度までの学習や出欠の状況、友達関係等で配慮すべきことを共通理解する時間を確保するためでございます。 改正にあたっては、令和6年、7年度は曜日の関係で4日を確保できることから、その間を利用して、校長からの意見を聴取し、改正する狙いを踏まえ、適切な日数を研究し、教育委員会で審議してまいりました。 校長からは、学校運営に関する共通理解や新学年を迎える児童生徒の準備が計画的にできたと伺っており、教育委員会といたしましても適切であったと評価しています。
議 長	寺原議員
寺原議員	今の回答にもありましたが、私としまして、今回学校現場の声を真摯に受け止めていただいて、今回の措置を取っていただいたことに改めて感謝申し上げたいと思います。 それでは、次に、教職員定数配置の状況と課題についてのお尋ねです。 教員不足については、もうかねてから言われていることでありまして、教員採用試験の受験者自体が少ないこと、学校現場の働き方改革がなかなか進まないこと、ほかにもそれぞれ、いろいろあると思いますが、教員不足は改善しない状況が続いています。 我が県、福岡県における教員採用試験、小学校の令和8年度、令和7年度にも試験があったんですね、倍率は1.3倍、令和7年度と変わっていません。令和6年度でも1.4倍ですので、相変わらず低い倍率で推移しています。また、中学校の令和8年度倍率は、教科によって1.0から5.9倍と差がありますが、全体としては2.3倍となっており、これも決して高い倍率ではありません。 また、今回は働き方改革そのものについての質問事項をあげていませんので、詳しくは申しませんが、働き方改革を推進する一つの方策として、時間外勤務の削減があげられます。教育委員会のこれまでの取り組みにより、時間外勤務の時間数は減少しているようですが、学校で仕事をするのではなく、家に持ち帰って仕事をする先生方は相変わらず多いという現状、つまり、学校内外を問わずに、勤務時間外に仕事をしている時間が多いという状況を見ますと、働き方改革はいまだ道半ばであると判断せざるを得ません。 このような状況の中、本年度の本町小中学校の教員配置において欠員は出ていないというように聞いています。その状況についてもう少し詳しく教えていただきたいと思います。 また、今後しばらく続くであろう教員不足の状況に対して、教育委員会としてどのように対処していかれるつもりかお尋ねをいたします。
議 長	宮崎教育長
教 育 長	お答えいたします。 本町における教職員の配置につきましては、まず、学級数に応じて決められます教員の定数には欠員がなく、小学校の学級担任、それから、中学校の教科担任は確保できております。しかしながら、それ以外に、例えば、日本語指導や小学校の教科担任制、そういったものの教育課題に対応するために、上乘せして配置される、いわゆる加配教員につきましては、本町にも欠員が生じている状況でございます。 全国的な教員不足の主な要因は二つ指摘されております。一つは、教員の需要が増加したことでございます。つまり、大量退職で新規採用の教員数が増加したこと。それに伴って、若い先生方の増加により、産休育休取得者が増加したこと。また、特別支援学級が増加したことなどが指摘されているところです。 もう一つは、教員の成り手不足でございます。以前は講師として勤務していただ

	く先生が一定数いらっしゃいましたけども、その方々が正規の教員になっている状況です。また、地域によっては、民間企業に流出したことなどが指摘されております。 国は、教員の働き方改革、それから処遇改善に取り組んでいます。また、任命権者である福岡県も、採用試験の在り方、時期であったり、内容であったり、改善をしていますけども、受験生の拡大、それがなかなか短期間で効果が見られていないのも現状でございます。町といたしましては、様々な方面からの情報を収集して、独自に教員の確保に努めているところでございます。 また、働き方改革も含めて、先生方が安心して高いモチベーションを持って教育に邁進できるように、引続き施設設備の充実、研修や働き方改革の支援を行ってまいりたいと思っております。 そして、非常に長期的な取り組みになりますけども、筑前町の先生は筑前町で育てるといった信念の下、筑前町の子どもたちが教職に憧れるような、魅力のある学校教育を進めてまいりたいと考えています。 以上でございます。
議 長	寺原議員
寺原議員	今、教育長からの確なで状況分析とこれからの方向性を示していただきまして、よかったですと思います。 教員不足の状況というのは、本当、本町だけの問題じゃありませんので、今後ともですね、その解決に向けてご尽力いただきたいということをお願いしまして、次の質問に移ります。 二つ目の質問、大きな項目ですけども、部活動指導員の活動状況についてであります。 中学校の部活動は、以前は全員クラブ制であり、学校内で、先生方の指導の下に行われていました。しかしながら、全員クラブ制ではなくなったことや、社会体育が盛んになってきたことに伴って、学校の部活動には入らず、学校外で活動する生徒たちが増えてきています。部活動が学校外で行われていることにより、学校内での部活動にこれまでのように生徒が集まらなくなって、練習や試合への参加がうまくいかないというような問題点等いろいろあるのではないかと考えております。 部活動が学校内外で並行して行われている現状を学校側はどのように受け止めておられるのか、また、どのような課題があるかについてお尋ねをします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 本町の中学生の部活動の参加状況につきましては、部活動だけに参加している生徒が約70%、社会体育、いわゆる野球、サッカーのクラブチームやダンススクール等だけに参加している生徒が約10%、どちらにも参加していない生徒が約20%でございます。 部活動以外のスポーツクラブや習い事が増え、自分の興味関心やライフスタイルに応じて選択できることは大変好ましいことであると捉えています。 一方、部活動の面からは、部員数の減少で大会等に参加できない。また、充実した活動ができない競技も生じており、引続き二つの中学校が共同して取り組む部活動の在り方を検討しているところです。 以上です。
議 長	寺原議員
寺原議員	ただいまの回答でですね、やっぱり学校内で部活動をやっている子たちが結構いるんだなというのは改めて思ったところです。

	また、部によっては三輪中、夜須中で合同ですね、例えば野球とかプラスバンドとかですね、何かやっているの話を聞いたことありましたので、そういうふうなことで取り組みがされているなどということも改めて確認できました。 それで、今の答弁にもありましたようにですね、現状と課題を抱えながらも、中学校における働き方改革を推進する上で大きな柱となるのは、一つは部活動指導員の充実であろうというふうに思っています。 そこで三輪中学校と夜須中学校において、現在の部活動指導員の配置状況がどのようになっているのかお尋ねします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えします。 本町におきましては、部活動の顧問として技術的な指導や学校外での活動の引率、部活動の管理運営を行う部活動指導員と、コーチとして技術的な指導を行う外部コーチを各学校それぞれ5名ずつ配置できる予算を確保しているところです。 現状では、三輪中学校には部活動指導員が4人、部活動コーチが2人、夜須中学校では、部活動指導員4人、部活動コーチ5人を配置している状況です。 以上です。
議 長	寺原議員
寺原議員	そのような仕事の内容ですね、振り分けをやっているというのが分かりました。 これ、部活動指導員の配置が始まった頃に私がずっと思っていたことなのですが、部活動指導員を配置することで、学校の先生方の負担を軽減するというメリットがある一方でですね、部活動によって生徒を育てたいという先生方の思いが強く持っておられる先生方もおられるのが現実だと思いますけども、そういう方の思いを実現できないデメリットもあると思いますけど、この辺、どのようにうまく整理されているのかですね、そこをお尋ねしたいと思います。
議 長	教育課長
教育課長	お答えします。 部活動指導員の任用にあたっては、部活動の顧問である教員が必要とし、校長の推薦があった人物であることを条件にしています。このことから部活動の指導に積極的な教員の意欲を妨げるということはないというふうに考えています。
議 長	寺原議員
寺原議員	はい、分かりました。 それで具体的な話としてですね、予算面も含めて、これは主に国からの予算だったと思いますけども、今後、部活動指導員を増やしていくというか、増えていくというかですね、そういうところでのお考えはいかがでしょうか、お尋ねします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えします。 顧問である教員によって競技経験がなく、専門的な技術指導が困難である場合には大変心強く、生徒がモチベーションを高め、達成感を味わう上でも効果的であるというふうに捉えています。 現在、国が示すガイドラインを踏まえ、令和10年度までに休日の部活動を地域クラブとしての活動に移行できるよう、指導者の確保や適切な運営のための体制整備の在り方を検討しているところです。 今後は地域の人材の支援を受けながら、指導員もコーチも拡充していきたいところですが、県の補助金が削減傾向であります。このことから先進地域が行っているような参加費の受益者負担を含め、経費の確保について研究を行ってまいります。
議 長	寺原議員

寺原議員	今の回答にありますようにやっぱり経費の問題とかですね、費用の問題もやっぱり発生してくるのかなと、改めて思っています。 部の特性や予算面を考えますと、全てのクラブに部活動指導員を配置するというのも本当に難しいことでもありますけども、今回答にありましたように、それぞれの中学校の状況を踏まえた上で、できる限りの措置を今後ともですね、していただきますようお願いをいたします。 部活動に関して、今一つお尋ねしたいことがありますので、よろしく願いいたします。 本年5月、福島県郡山市の磐越自動車道で、部活動の遠征中に高校生が死傷するという痛ましいバス事故が起きています。バスの運転士の無謀とも言える運転が事故の直接的な原因であるとの報道がされていましたが、事業者であるバス会社、利用者側である学校ともに事情を抱えており、どちらに非があると簡単に決めつけることができない背景があるようです。ただ、どのような事情があるにせよ、生徒の安全確保が第一であることに変わりはありません。 筑前町教育委員会としては、部活動の移動手段についてどのような対応をされているかお尋ねをします。 これは教育長より答弁をお願いしたいと思います。
議 長	宮崎教育長
教 育 長	お答えいたします。 福島県で起こりました部活動の遠征バスの事故につきましては、安全確保が軽視された異常な運行によって、多くの死傷者が生じた凄惨な事故でございます。 部活動に参加する生徒が多い本町におきましても、国が5月19日付で通知をいたしましたことを受けまして、改めて各中学校に、小学校も含めてですね、生徒の安全確保の徹底を指導したところでございます。 その通知の内容のポイントは四つございます。 一つは、シートベルトの着用、子どもたちですね。また、歩行の際にも、交通事故がないように、生徒の安全確保に万全を期することが1点目です。 二つ目は、国の許可を受けた業者と適切な契約を結び、事業用の、いわゆる緑ナンバーであるかを確認すること。 三つ目は、長距離、長時間の遠征が本当に必要なのかというのを学校で検討して、必要だとすれば無理のない移動を計画すること。 四つ目は、事故発生に備えまして、必要な教員の配置、それから、緊急連絡体制を確認しておくこと、この四つについて指導を徹底したところでございます。 これらのことは、部活動の顧問の教師の責任にせず、任せっきりにせず、学校組織全体で、そして、教育委員会も連携していくことが重要だと考えています。 中体連の大会の際のバス代は町の予算から支出しています。これにつきましては、引続き取り組んでいきたいと考えています。併せまして、部活動の基本方針、何か起こったときの危機管理マニュアルの改善を行いながら、子どもたちの安全安心の確保を徹底してまいりたいと考えています。 以上でございます。
議 長	寺原議員
寺原議員	今、教育長から回答いただきました。 本当にこの問題は、事業者側とすれば運転士不足であつたりとかですね、利用者側の予算の問題と、いろいろ難しい問題がやっぱりあるなどは改めて思ってますが、今、予算面のこともおっしゃいましたので、ぜひそこも含めてですね、よろしく対応をお願いしたいというふうに思っ、ご指導をお願いしたいと思ってます。

	今後とも本町小中学校の教育の充実をお願いしまして、次の質問に入りたいと思います。 二つ目の大きな項目であります、町公共施設の管理について。特に雑草対策についてお尋ねをいたします。 町で管理されている公共施設は多くありますので、今回は利用者から要望があがっています野球場とパークゴルフ場の整備についてお尋ねいたします。 担当課では生涯学習課及び都市計画課との事前協議の中で、事業内容について一定程度の説明を受けていましたが、一応確認の意味でですね、もう一度お尋ねをしたいと思いますので、よろしくお願いします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	先に当課が維持管理をしています筑前ぼぼろパークゴルフ場についてお答えをいたします。 ぼぼろパークゴルフ場につきましては、業者委託により芝刈り、施肥、除草剤散布、エアレーション、目土かけ、病害虫対策などを計画的に実施し、利用者が安全かつ快適に利用できる環境整備に努めているところです。 具体的には、芝刈りにつきましては、例年5月から10月まで毎月実施をしており、今年度は、気温上昇の影響により雑草の成長が早かったことから、利用環境の維持を図るため、例年より早い時期に芝刈りを実施したところです。 また、コース内の芝の状態を良好に保つため、施肥やエアレーション、目土かけ等を適宜実施するとともに、雑草や病害虫への対策にも取り組んでいます。 一方で、利用者の皆様の感じ方や利用状況によりましては、さらなる改善が必要な点もあるものと認識をしています。 ぼぼろパークゴルフ場の運営につきましては、生涯学習課が所管していることから、今後は同課とも連携をしながら、利用者からの意見や要望の把握に努め、より利用しやすい環境づくりにつなげてまいりたいと考えています。 以上でございます。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	生涯学習課が管理している施設につきまして、お答えをいたします。 多目的運動公園野球場につきましては、業務委託により年6回ブラシがけや草刈り等を行っています。三輪グラウンドにつきましても、業務委託によりグラウンド内や周辺の草刈りを実施しています。本年度は昨年度より1回多い年4回の草刈りを行います。北部運動公園及び南部運動公園のグラウンドにつきましては、町のソフトボール協会の皆様のボランティアで月1回程度の草刈りを行っていただいています。仙道古墳公園パークゴルフ場につきましては、業務委託により芝刈り、草刈り、除草、芝除草剤散布、病害虫防除などを計画的に実施しています。また、町のパークゴルフ協会の皆様にもボランティアで芝刈り等を行っていただいています。 以上のように利用者が使用しやすいように、施設的环境整備に努めています。 以上でございます。
議 長	寺原議員
寺原議員	ただいま担当課より当該施設の整備について具体的な説明をいただきました。 それで、私が思ったのは、想像したよりですね、多くの回数、整備をしていただいているなというふうに思ったのですね。ここからのお尋ねは、生涯学習課が管理している野球場、パークゴルフ場についてですので、生涯学習課長にお尋ねするのですが、今申しましたように、私としては、町は一定程度の整備をされていると思っています。しかしながらですね、利用者は整備が十分ではないと感じているようなのです。その辺の整備状況についてですね、町と利用者の、今言いましたよ

	うな温度差といいますか、感じ方の違いというのは、何かなというふうに思うのですけども、その点、課長どんなふうに思われているのでしょうか。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えします。 議員ご質問につきましては、施設を利用される時期によりましては、草刈り直前である場合もありますので、利用者の皆様はそれぞれ感じ方、ご意見等があることは認知しているところでございます。 先ほどの回答で草刈り等の維持を、管理を申し上げましたが、草刈り回数と委託料を勘案し、今後検討してまいりたいと考えています。 以上でございます
議 長	寺原議員
寺原議員	今、回答ありました。それで利用者からはですね、例えばこういうふうに野球場を使おうとしたとき、外野に生えてる草が膝下したくらいまで伸びていたので、町に整備をお願いしたと。今、回答にありましたようにですね、時期的な問題で、ちょっとできないと、整備ができないというふうなことだったので、自分たちで複数回草刈りをしましたと。 それから、パークゴルフ場の整備をしてもらってるのですが、次回の整備までの期間に草が伸びてプレーしにくい状態になるので、自分たちでも何回も芝刈りをしていますという声がありました。 それで、今の答弁がありましたように、担当課としてはできるだけの整備はしているけれども、利用者にとって、年間を通して気持ちよく使ってもらえるような整備は難しいということであろうと思います。これは、私もそうだろうと思うのですよ。営業というか、営利目的でやってるんじゃないからですね。 ただ、野球場及びパークゴルフ場の利用者からはですね、町が、やっぱり、一度、何か農耕用の芝刈機でやったと。そしたら轍の痕がついても大変なことになったということもあつたし、通常の草刈り機ですね、あれでいくと範囲が広いので、とても大変だというふうなことで、乗用の芝刈り機を町がですね、導入して貸出してもらえたら、自分たちも草刈りをしますよという提案をもらってるんですね。利用者が使いたいときに使いやすい状態に整備することが、町としては難しいという状況からすると、野球場やパークゴルフ場の整備に利用者からのボランティア支援を組み入れてもよいのではないかと思いますのですが、生涯学習課としてはどのようにお考えか、お尋ねします。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 先ほどの回答でも申し上げましたが、なかなか全てのお客様が満足するようなですね、整備は確かにできていない状況もございます。 しかしながら、乗用の芝刈り等を準備する等は現在のところ、安全面等を考えると難しいかなとも思っているところでございます。 現在、南部、北部のですね、グラウンドでは、町のソフトボール協会の皆様がボランティアで、機材等もボランティアでですね、草刈り等を行っていただいているところですが、どこの草刈りというところもございますし、先ほども申されました芝刈りにつきましてもですね、業者に――委託をしている間に、町のですね、パークゴルフの協会でボランティアでやっていただいているというような状況もございますので、年間の草刈り回数や委託料等と勘案しながらですね、また、安全面等も考えながら、今後検討をしてまいりたいと考えます。 以上でございます。

議 長	寺原議員
寺原議員	私としてもこの話をお聞きしましたときに、やっぱり安全面がね、一番心配かなというふうに思ったところです。 そういう問題もありますけども、ただ、現在の状況でやっぱなかなか解決が望めないということがありますので、町がもっと回数を増やして予算かけてやるということであれば別ですけども、なかなかそれも難しいということが現実問題としてありますので。 今回の提案の場合はですね、例えば町のほうが、今回、芝刈機を導入しましたので、ご希望があったらどうぞお使いください、貸しますよということではなくて、もう前もって利用者がやりますよと手をあげてくれてるわけですね。だから、そういう面ではですね、安全面がありますけども、そういうのを取り入れれば、非常に有効性があるというか、そういう事業ではないかなと私は思うところです。 今、申しましたような安全面、いろいろ予算面、導入については、予算もかかりますので、問題点があると思いますけども、ぜひ前向きにご検討いただくことをお願いしまして、終わりたいと思います。 これをもちまして、私の一般質問を終わります。
議 長	これで、寺原裕明議員の一般質問を終わります。
散 会	
議 長	これで、本日の日程は全部終了しました。 本日はこれにて散会します。 お疲れさまでした。 （ 1 4 : 4 4 ）